

# 都市計画税の税率が変わります

## 都市計画税率

改定前：0.2%

改定後：0.3%  
(平成20年度から)

### 増税する理由

都市計画税は、その税収を都市計画事業費などにあてるための目的税です。しかし、都市計画事業などを行うために必要な費用は、都市計画税収入だけでは不足するため、多額の不足分を市民税や固定資産税などの一般財源で補っています。

しかし、彦根市の財政事情は、非常に厳しく、これまでに行ってきた都市計画事業などに充てた市債(借金)を償還(返済)したり、今後、必要な事業を行ったりすることが困難になってきました。そのため、今回、都市計画事業などの安定継続を図るために、都市計画事業を行っている県内の他市並みの税率に改定しました。納税者の皆様のご理解をお願いします。

### 税額はいくら上がるのか

都市計画税額が、1.5倍に増えることとなります。



お持ちの資産に、新增築・減失・地目変更・譲渡などの異動がない場合は、昨年の5月に受け取られた、平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書に記載されている、都市計画税額の約1.5倍の額が、平成20年度の都市計画税額となります。ただし、地価の変動や土地の負担調整措置などにより、若干異なることがあります。

平成19年度課税ベース(全体で約7億8,762万円、1人当たり2万4,561円)を基に試算すると、全体で約3億9,381万円の増収となり、納税義務者1人当たりの増税額は1万2,280円になります。

なお、この都市計画税率改定に伴って、固定資産税の評価額や税額が変わることはありません。

### 都市計画税は誰が払うのか

市街化区域内に土地、または家屋を所有している人に、固定資産税と併せて、負担をお願いしています。

### 税率はどのように決めるのか

地方税法で定められた制限税率(0.3%)の範囲内で、地域における実情に応じて市町村の条例で定めます。

彦根市では、都市計画税の課税を開始した昭和33年度から税率を0.2%

### ほかの市の税率状況

全国のほぼ半数の市町村で、0.3%の税率を採用しています。改定前の税率0.2%を採用しているのは、約3割です。左の表1は、県内の他市の状況です。大津市、長浜市では昭和53年度に、近江八幡市は、昭和59年度に0.2%から0.3%へ引き上げています。

表1 県内の他市の税率

	税率	充当割合
草津市	0.3%	57.3%
栗東市	0.2%	48.2%
大津市	0.3%	37.1%
守山市	0.2%	34.5%
近江八幡市	0.3%	34.0%
長浜市	0.3%	25.2%
彦根市	0.2%	22.4%
東近江市	0.2%	17.6%
米原市	0.2%	5.8%

※平成19年度当初予算より

### どんな事業に使っているか

彦根市では、都市計画税を、街路事業・公園事業・市街地再開発事業・土地区画整理事業・下水道事業に要する費用と、これらの事業に関する過去の地方債の借入れに対する償還金(返済金)にあてています。

これらの事業事業で、平成18年度以前の5年間に要した約483億円の財源のうち、約180億円を市税などで賄っています。このうち、都市計画税収入額約40億円が占める充当割合は、22%に過ぎず、残りの約140億円を、市民税・固定資産税などの一般財源に頼っています。

表2 彦根市における都市計画事業と事業費 (単位:千円)

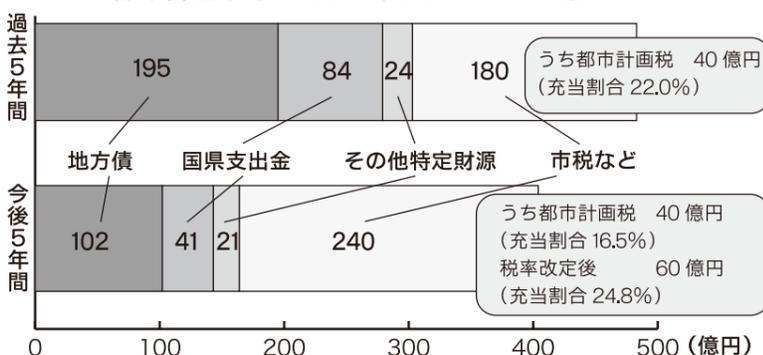
	過去5年間の実績 (平成14~同18年度)	今後5年間の見込み (平成20~同24年度)
街路事業	3,584,931	1,210,000
公園事業	634,721	1,387,000
市街地再開発事業	1,541,280	0
土地区画整理事業	5,356,487	5,715,000
下水道事業	18,793,524	9,405,000
地方債償還金	18,367,950	22,712,000
合計	48,278,893	40,429,000

※今後の見込みは、彦根市経営改革プログラム長期財政見通しによるものです

### 今後の事業計画について

平成20年度以降の5年間に、右の表2のとおり、約404億円の都市計画事業などを計画しており、その財源は、グラフのとおりです。地方債で約102億円、国県支出金で約41億円、そのほか、特定財源で約21億円を見込んでいます。しかし、残り約240億円を市税などで賄う必要があります。このうち、都市計画税収入見込額は、改定後の税率で、約60億円です。

グラフ 都市計画事業に必要な費用の財源の内訳



※充当割合とは、市税などのうち都市計画税収入が占める割合で、充当割合が低くなるほど事業費を固定資産税・市民税などの一般財源で賄う割合が高くなります。

### 都市計画税が使われる今後の主な事業予定

※平成20年度当初予算より

- 街路事業**  
長曾根銀座河原線(キャスルロード)銀座、立花船町線(佐和町)立花町、彦根駅大敷線(安清町)京町(三丁目)
- 浸水対策下水道事業**  
高宮新川改修、猿ヶ瀬川改修
- 公園事業**  
鳥居本公園整備、金亀公園整備、荒神山公園整備
- 土地区画整理事業**  
彦根駅東地区土地区画整理
- 下水道事業**  
公共下水道(鳥居本町・東沼波町・大堀町 ほか)

### 問い合わせ先

- 都市計画税の課税内容**  
☎税務課資産税係  
☎30-6138、FAX22-1398
- 財政事情・税率改定**  
☎財政課☎30-6107、FAX22-1398
- 街路事業など**  
☎道路河川課☎30-6122、FAX24-5211
- 都市計画決定・公園事業**  
☎都市計画課☎30-6124、FAX24-8517
- 土地区画整理事業**  
☎区画整理課☎30-6126、FAX22-1398
- 下水道事業**  
☎下水道部☎22-5458、FAX22-5433

### 彦根市の財政状況

彦根市の財政は、平成18年度から同21年度の財政収支見通しでは、約162億円の収支不足となり、平成19年度には「財政再建団体」に陥りかねない状況でした。財政危機を克服するため、彦根市では、平成17年度から同21年度までの5年間を集中取組期間とする「彦根市経営改革プログラム」を策定し、着実に実行しているところです。

しかし、昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成20年度決算からは、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率が、一定の基準を上回っている場合は、「財政健全化計画」や「財政再生計画」の作成が義務付けられました。これらの計画の実施状況によっては、国・県などから勧告を受け、場合によっては、予算の変更も余儀なくされるという、地方自治の根幹に関わる事態となっています。

彦根市については、「実質公債費比率」が、基準を大きく超えて、県内で最も高い数値となっており、全会計ベースでの「将来負担比率」も基準を超えると予想されます。このままでは「早期健全化団体」になりかねず、これまで以上に厳しい財政運営が求められています。



と定めていましたが、彦根市議会の議決を経て、平成20年度以降の税率を0.3%に改定しました。